

事 務 連 絡  
令和2年11月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい情報の周知について

標記について、農林水産省から別添のとおり、学校給食における家きんの肉及び卵の使用に関して、正しい知識に基づいて適切な対応をしていただくよう、教育委員会などへ周知するよう依頼がありました。

つきましては、これらのことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し周知くださるようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課学校給食係  
電話:03(5253)4111 (内線 2694)  
E-Mail:shoku@mext. go. jp



2 消安第 3 6 0 0 号  
令和 2 年 1 1 月 1 2 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長  
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報の周知について（依頼）

先般、香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認されたところであり、本日までに 3 例の発生事例を確認しております。現在、香川県において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づいて、家きんへの本病のまん延を防ぐために防疫措置が講じられているところです。

農林水産省としては、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザの発生に当たり、我が国の現状においては、食品を食べることにより当該疾病がヒトに感染する可能性はないこと等の情報について、11 月 5 日付けで流通・製造業者等の関係団体に発出するとともに、農林水産省ホームページに掲載して消費者に向けて広く発信するなど、家きんの肉及び卵の安全性に関する正確な情報の提供に努めているところです。

つきましては、上記のことを踏まえ、学校給食における家きんの肉及び卵の使用に関して、正しい知識に基づいて適切な対応をしていただくよう、教育委員会などへの周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(写)

2 消安第 3 4 9 9 号  
2 消安第 3 5 0 1 号  
2 食産第 3 9 7 3 号  
2 食産第 3 9 7 9 号  
2 食産第 3 9 8 0 号  
2 生畜第 1 3 4 5 号  
令和 2 年 1 1 月 5 日

別記団体の長 宛て

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長  
動物衛生課長  
食料産業局企画課長  
食品流通課長  
食品製造課長  
生産局畜産部食肉鶏卵課長

## 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、香川県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(別 記)

公益社団法人中央畜産会会長  
公益社団法人日本獣医師会会長  
公益社団法人日本農業法人協会会長  
社団法人全国包装米飯協会会長  
公益社団法人日本炊飯協会会長  
公益社団法人日本食肉協議会会長  
全国食肉事業協同組合連合会会長  
公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長  
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長  
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長  
一般社団法人日本食肉協会会長  
公益財団法人日本食肉流通センター理事長  
一般社団法人日本食鳥協会会長  
一般社団法人日本卵業協会会長  
全国養鶏経営者会議会長  
一般社団法人日本畜産副産物協会会長  
日本成鶏処理流通協議会会長  
全国たまご商業協同組合理事長  
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長  
公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長  
東京食肉市場卸商協同組合理事長  
公益社団法人全国農業共済協会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長  
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長  
一般社団法人日本養鶏協会会長  
協同組合日本飼料工業会会長  
日本オーストリッチ協議会会長  
日本オーストリッチ事業協同組合組合長  
全国飼料卸協同組合理事長  
全国精麦工業協同組合連合会会長  
公益社団法人畜産技術協会会長  
国産鶏普及協議会会長  
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長  
一般財団法人食品産業センター会長  
食品産業中央協議会会長  
公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長  
全国小売市場総連合会会長  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長  
オール日本スーパーマーケット協会会長  
日本小売業協会会長

一般社団法人日本百貨店協会会長  
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長  
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会会長  
全日食チェーン商業協同組合連合会会長  
無添加食品販売協同組合理事長  
日本生活協同組合連合会会長  
日本チェーンドラッグストア協会会長  
全国水産物商業協同組合連合会会長  
全国青果物商業協同組合連合会会長  
日本チェーンストア協会会長  
協同組合セルコチェーン理事長  
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長  
株式会社八社会代表取締役社長  
一般社団法人日本フードサービス協会会長  
事業協同組合全国焼肉協会会長  
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長  
公益社団法人日本べんとう振興協会会長  
公益社団法人日本給食サービス協会会長  
一般社団法人日本弁当サービス協会会長  
一般社団法人日本惣菜協会会長  
日本デリカフーズ協同組合理事長  
日本フレッシュフーズ協同組合理事長  
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事  
エムエスデリカチーム協同組合代表理事  
ピザ協議会会長  
一般社団法人日本回転寿司協会会長  
公益財団法人食の安全・安心財団理事長  
一般社団法人日本加工食品卸協会会長  
一般社団法人日本外食品流通協会会長  
全国給食事業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本給食品連合会会長  
全国中央卸売市場協会会長  
全国公設地方卸売市場協議会会長  
全国第3セクター市場連絡協議会会長  
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長  
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長  
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長  
全国青果卸売協同組合連合会会長  
一般社団法人全国水産卸協会会長  
全国水産物卸組合連合会会長

全国魚卸売市場連合会会長  
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長  
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長  
日本エキス調味料協会会長  
一般社団法人日本ソース工業会会長  
全日本カレー工業協同組合理事長  
全国食酢協会中央会会長  
全日本スパイス協会理事長  
風味調味料協議会会長  
全国ふりかけ協会会長  
日本スープ協会会長  
日本即席スープ協会会長  
全日本菓子協会会長  
全国病院用食材卸売業協同組合理事長  
日本介護食品協議会会長  
日本ベビーフード協議会会長  
日本凍結乾燥食品工業会会長  
一般社団法人日本冷凍食品協会会長  
一般社団法人日本パン工業会会長  
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長  
一般社団法人日本パスタ協会会長  
全日本パン協同組合連合会会長  
全国製麺協同組合連合会会長  
日本プレミックス協会会長  
日本フラワーペースト工業会会長  
一般社団法人日本冷凍めん協会会長  
全国乾麺協同組合連合会会長  
全国餃子手づくり協会会長  
一般財団法人食品安全マネジメント協会理事長

## 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

### 1. 農場の概要

所在地：香川県 三豊市  
飼養状況：採卵鶏(約33万羽)

### 2. 経緯

- (1) 11月4日、香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

### 3. 今後の対応

本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼却又は埋却、  
(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、  
(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等  
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長級職員を現地に派遣。
- 香川県の殺処分及び焼却・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫

所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。

8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。

9. 関係省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年11月5日（木曜日）7時50分

場所：農林水産省本館7階 講堂

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

#### 5. その他

（1）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

< 添付資料 >

[総理指示\(PDF : 93KB\)](#)

**【お問合せ先】**

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385



(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

鳥インフルエンザについて<sup>(注)</sup>  
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

## 〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

## 〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

